

第6回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和6年3月15日（金）午前10時
- 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 3 議 案 第9号議案 在外選挙人名簿の抹消について
- 4 報 告 報告第11号 会議等の日程について
- 5 その他

第9号議案 在外選挙人名簿の抹消について

当区の在外選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び国内の区市町村の住民基本台帳に登録され4か月経過した者は公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消しなければならない。3月15日現在で4か月を経過する等、本日までの抹消者については次のとおりとする。

事 項		男	女	計
3月1日現在の登録者数		188	269	457
3月2日から3月15日までの抹消者数		0	1	1
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	0	0	0
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		0	0	0
3月15日現在の登録者数		188	268	456

抹消：エストニア1名

資料2ページ

報告第11号 会議等の日程について

資料3～4ページ

第9号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和6年3月15日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	72	113
ドイツ	11	23	34
大韓民国	6	25	31
オーストラリア	7	18	25
タイ	16	6	22
英国 (イギリス)	6	15	21
フランス	7	13	20
ブラジル	10	7	17
中華人民共和国	7	9	16
カナダ	1	15	16
シンガポール	7	7	14
フィリピン	9	3	12
台湾	7	3	10
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
イタリア		6	6
マレーシア	3	2	5
インドネシア	2	3	5
ロシア	4		4
アラブ首長国連邦	3	1	4
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
トルコ	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
ベトナム	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
チュニジア	1	1	2
ニュージーランド	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
ミャンマー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
ギニア	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チェコ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ベラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
ルクセンブルク	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
エストニア		1	1
ギリシャ		1	1
スウェーデン		1	1
スペイン		1	1
スリランカ		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	188	268	456

報告第 11 号 会議等の日程について

月日(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
3月15日(金)	午前10時	第6回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月1日(月)	午前10時45分	職員辞令交付式	選挙管理委員会室	全委員
	午前11時	第7回定例会		
4月3日(水)	午後2時 (午後1時15分集合)	全選連東京支部会計監査	墨田区役所12階 123会議室	委員長
4月15日(月)	午前10時	第8回定例会	選挙管理委員会室	全委員
4月17日(水)	午後3時 (午後1時40分集合)	特選連委員長会	中野区産業振興センター	委員長
4月22日(月)	午後2時	足立区明るい選挙推進委員委嘱式・前期セミナー	庁舎ホール	全委員
4月23日(火)	午前11時 (午前9時20分集合)	東京都知事選挙委員長会議	東京都議会議事堂1階 都民ホール	委員長
4月24日(水)	午後2時 (午後0時50分集合)	特選連通常総会	赤坂区民ホール	全委員
5月1日(水)	午前10時	第9回定例会	選挙管理委員会室 または1203会議室	全委員
	午後2時	全選連東京支部定期総会	東京自治会館	委員長
5月10日(金)	午後2時	東京都議会議員補欠選挙立候補予定者説明会	1203会議室	全委員
5月15日(水)	午前10時	第10回定例会	選挙管理委員会室 または1202会議室	全委員
5月30日(木)	午前10時30分 (午前9時10分集合)	全選連理事会・定期総会	文京シビックホール	全委員
5月31日(金)	午前10時 (午前8時30分集合)	全選連選挙事務研究会	銀座ブロッサム	全委員

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。

報告第 1 1 号 会議等の日程について

月日（曜日）	時 間	事 項	会 場	出席者
6月3日（月）	午前10時	第11回定例会	1202会議室	全委員
6月17日（月）	午前10時	第12回定例会	1202会議室	全委員
6月19日（水）	午前10時	第1回臨時会 （【都知事】選挙人名簿選挙時登録）	選挙管理委員長室	全委員
6月20日（木）	午後6時	第2回臨時会 （【都知事】氏名等揭示順序のくじ）	1202会議室	全委員
6月27日（木）	午前10時	第3回臨時会 （【都議補】選挙人名簿選挙時登録）	選挙管理委員長室	全委員
6月28日（金）	午前8時30分 （午前8時集合）	【都議補】立候補届出受付	庁舎ホール	全委員
	午後6時	第4回臨時会 （【都議補】氏名等揭示・選挙公報掲載順序のくじ）	1203会議室	

※定例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。

選挙管理委員への報告資料

現状の足立区選挙管理委員会事務局（以下、区選管事務局）の法解釈等について、改めて下記の通りご報告いたします。

併せて、予算特別委員会での質疑についてまとめましたので、別紙にてお知らせいたします。

記

1 地方自治法の「選挙権」に関する解釈について

(1) 区選管事務局としての解釈

区選管事務局としては現在、地方自治法（以下、法）第 182 条で規定する「選挙権を有する者」とは、法第 74 条第 1 項の規定により、「普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」を表して、「『その属する』普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者」と解釈している。

(2) 現状の解釈に至った経緯

ア 区選管事務局は、法解釈に疑義が生じて以降、総務省や東京都選挙管理委員会事務局（以下、都選管事務局）への疑義照会及び区の顧問弁護士に法解釈について見解を求めてきた。

イ 結果、総務省や都選管事務局、区の顧問弁護士からの見解を受け、区選管事務局の法解釈は誤りであったと認識し、解釈を改めた。

2 総務省への公文書による疑義照会の結果（都選管事務局からの聞き取り要旨等）

(1) 足立区選挙管理委員会から 3 月 1 日定例会において、総務省に対して公文書による疑義照会を求められた。疑義照会は一般的に都道府県を通じて行うため、3 月 4 日付け都選管事務局宛文書を都選管事務局へ持参した。

(2) 3 月 5 日付けで都選管事務局が足立区の疑義照会文書を総務省に提出しようとしたところ、総務省から都選管事務局に次の回答があった。「疑義照会には通常電話で回答しており、足立区に対しては、すでにメール及び電話で総務省の見解を伝えている。したがって、これ以上の回答は行わない。このことは足立区にも伝えている」

(3) よって、3 月 5 日に都選管事務局から疑義照会文書を回収した。

(4) 以上から、区選管事務局としては、総務省からのメール及び電話での回

答が、本件に係る正式な回答であると判断している。

3 選挙管理委員会の職務

- (1) 法第184条第1項の規定に基づいて、選挙管理委員の選挙権の有無について決定する。
- (2) 法第184条第2項の規定により準用される法第143条第2項の規定に基づいて、選挙管理委員の選挙権の有無についての決定結果を、当該選挙管理委員に通知しなければならない。

4 「選挙権を有しない」と判断した場合【概要】

- (1) 当該選挙管理委員は、選挙管理委員会が行った選挙権の有無の決定に関し、不服がある場合は行政不服審査法の規定並びに法第143条第3項及び第4項の規定により、東京都知事に対して審査請求を提起することができ、また、行政事件訴訟法の規定により、訴訟を提起することができる。

※ なお、法第184条第1項で、選挙管理委員は、「選挙権を有しなくなったとき」、その職を失うとされているが、ここでいう「選挙権を有しなくなったとき」とは、当選当時から選挙権を有しないものであった場合も含まれると、総務省から回答を得ており、区選管事務局としても同様の解釈をしている。

また、法第184条第1項後段の規定により、選挙権の有無について選挙管理委員会で決定することになる。選挙管理委員会で選挙権を有しないことを決定した場合は、その職を失う。職を失う時期については、法第184条に定めるところにより選挙権の有無について選挙管理委員会で決定をしたときとなる。

5 選挙権の有無を判断しない場合【概要】

- (1) 当該選挙管理委員が引き続き選挙管理委員として職を有する。
- (2) 国または東京都選挙管理委員会は、法第245条の5の規定に基づき、足立区選挙管理委員会に対して「是正の要求」を行うことができる。
- (3) 足立区選挙管理委員会は、国又は東京都選挙管理委員会により行われた是正の要求に不服がある場合、国地方係争処理委員会又は総務大臣に対して、審査の申出を行うことができる。
- (4) また、足立区選挙管理委員会が何らの措置も講じなかった場合には、国または東京都選挙管理委員会は、法第251条の7（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）または法第252条（市町村の不作為に関する都道府県の訴えの提起）の規定に基づき、足立区選挙管理委員会の「不作為の違法の確認を求める訴訟」を提起することができる。
- (5) 法第242条の規定に基づき「住民監査請求」がなされる可能性がある。さらに、法第242条の2の規定に基づく「住民訴訟」が提起される可能

性がある。

6 区選管事務局からのプレスリリースについて

- (1) 3月3日、4人の委員全員に、3月2日付け足立区議会議長より報告を求められた足立区選挙管理委員会で議論している委員の資格についての報告書（以下、報告書）を提出することを直接または電話で連絡した。しかしその際、プレスリリースに関して2名の委員には直接または電話で伝えたが、他2名には電話で伝え漏れたため、メールで報告書を送信する際、本文に記載した。その後の予算特別委員会の質疑において、プレスリリース前までにメールを開いていなかったことを区選管事務局としては初めて知った。

メール送信後、改めて電話で確認すべきだったと反省している。深くお詫び申し上げます。

- (2) 区選管事務局として、プレスリリースが必要と判断した理由は、以下の通り。

ア 3月1日、公開の足立区選挙管理委員会定例会でこのことが議題にのぼった。

イ 3月4日、議長あてに報告書を提出した。

ウ 今回の事案は、区選管事務局の誤った法解釈と極めて不適切な事務処理によるものであり、その重大性を鑑みて、区の公表基準に準じて同日付け報道機関に対して情報提供した。

【参考】区報道広報課で確認した主な報道

3月5日（火）読売新聞 朝日新聞 東京新聞

3月6日（水）毎日新聞

3月8日（金）都政新報

7 これまでの区民から区選管事務局に寄せられたご意見

- (1) 3月5日、メールでのご意見〈原文そのまま〉

記事を拝見しました。選任された人に迷惑かけて、指摘されないと気付けない。もっと責任を持って仕事してください。説明も、今後のことも何も話さない。行動が遅すぎます。仕事をしてください。

- (2) 3月8日、新聞を読んだという区民(1名)より入電〈記録メモより〉

元々、資格がないのに報酬が出るのはおかしくないか。失職の決定はいつするのか。今後、裁判になるのか。責任は誰が取るのか。

【追記】 この資料は、令和6年3月14日付け選挙管理委員への報告資料に、当日口頭説明した内容（項番5-3）を追記したものです。